

【設計料について】

一般的に設計料と言われているものは、

- ・工事着手前に行う設計に対する報酬である「設計料」
- ・工事着手後、設計図に基づいて施工が行われているかをチェックする業務に対する報酬である「監理料」

の二つから成り立っており、その一般的な割合は、設計料：監理料=75：25 と言われています。

建築設計は、基本設計と実施設計に分かれていて、設計料も二つに分けて支払います。

誤解が生じないように、ここでは設計料を設計・監理料と称することとします。

新築住宅の場合

想定工事費の10%～15%程度を設計・監理料としています。

幅があるのは、予算・建物規模・構造形式（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）によって外注費や経費の掛かり方が異なるためです。詳細についてはご相談ください。

改修住宅の場合

新築の場合と同様、想定工事費の10%～15%程度を設計・監理料としますが、改修設計の場合、物件ごとに条件が大きく異なりますので、お打合せの上、条件をお聞きしてから設計・監理料をご提示したいと思います。

集合住宅・商業施設等の場合

基本的に国土交通省2019年告示第98号によって算出いたしますが、お打合せの上、条件をお聞きしてから詳細を検討させていただきます。

公共施設等の場合

基本的に国土交通省2019年告示第98号によって算出いたします。

その他諸経費

条件により異なりますが、設計業務以外で一般的に必要な諸費用は下記の通りです。

- 申請費用（確認申請（計画通知）、中間検査、完了検査、その他申請業務費用）
- 調査費用（地質調査、既存建物調査 など）
- 登記等にかかる費用
- 保険費用等

お支払い時期について

設計・監理料のお支払い時期については、下記を基本とします。

初回	設計契約時	業務報酬額の10%
第2回	基本設計完了時	業務報酬額の20%
第3回	実施設計完了時	業務報酬額の45%
第4回	建物上棟時	業務報酬額の15%
第5回	竣工時	業務報酬額の10%